

任期付研究員（身体活動研究部運動ガイドライン研究室長）の公募について

1. 職名及び人員 身体活動研究部 運動ガイドライン研究室長（任期付・招聘型）1名
2. 業務内容及び当方の希望条件
 - (1) 業務内容

身体活動研究部の役割は、身体活動・運動と食事・栄養が健康に及ぼす相互作用に関する科学的知見を創出・活用して、集団ならびに個人の健康の維持・増進を推進するための具体的方策を示すことである。研究部には運動ガイドライン研究室と行動生理研究室の2つの研究室があり、運動ガイドライン研究室は身体活動・運動と食事・栄養の疫学研究や身体活動基準などの各種ガイドラインを策定するための文献研究等を行っている。これらの研究において、国の健康・栄養政策に資する成果ならびに生活習慣病の新しい予防法の開発に資する成果をあげることが求められている。
 - (2) 当方の希望条件
 - ア スポーツ健康科学の領域における研究実績と経験を有し、博士の学位を有する者。
 - イ 疫学と運動生理学の知識と技術に優れ、加えて、厚生労働省の健康づくり施策に関する知識と経験を有することが望ましい。
 - ウ 運動と食事の相互作用に関する疫学研究を円滑に実施するために、疫学コホート実施者との連携・ネットワークを有する者が望ましい。
3. 提出書類
 - (1) 履歴書（写真貼付）
 - (2) これまでの研究成果の概要（800字程度）
 - (3) 研究業績一覧（目録）

様式は当研究所のホームページを参照。
ホームページ・アドレス
<http://www.nibiohn.go.jp/eiken/info/besshi.pdf>
同じ内容のものであれば異なる様式でも差し支えない。
 - (4) 主要論文別刷（5編以内）
 - (5) 今後の抱負（1200字以内）
4. 応募締切日：平成 30 年 7 月 24 日（火）17:00 必着
5. 任用予定日：平成 30 年 10 月 1 日（予定）

応募者の希望によっては調整可能
6. 任用期間：採用日から平成 35 年 3 月 31 日まで（6 か月の試用期間を含む）
7. 給与及び勤務条件等については、当研究所の「任期付研究員の採用及び給与に関する規程」によります。
 - ※ 給与については、国家公務員に準拠し改定されます。
 - ※ 給与規程は以下のアドレスで確認できます。
ホームページアドレス：http://www.nibiohn.go.jp/eiken/about/kan_top.html
（情報公開>関連法規等 を参照）
 - ※ その他諸手当は国の「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法

律」に準拠します。

8. 書類提出先

〒162-8683 東京都新宿区戸山1-23-1

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所 所長 阿部圭一

※応募書類の封筒には運動ガイドライン研究室長応募と朱書きのうえ、当職宛て進展とし、書留にて郵送のこと。

9. 問い合わせ先

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

総務部健康研総務課長 川又功

電話：03-3203-5721（内線 4004）メール：eiken-syomu@nibiohn.go.jp

10. その他

選考の過程において面接することもある。ただし、その際の旅費等については応募者の負担とする。

なお、内閣府まち・ひと・しごと創生本部において「国立健康・栄養研究所（東京都新宿区）の全部移転に向けて、移転の詳細や地元の受け入れ体制について、大阪府と厚生労働省・当該機関の間で調整を行い、平成28年度中に成案を得ることとする。」との政府関係機関 移転基本方針が平成28年3月22日に決定され、平成29年3月31日に厚生労働省、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所及び大阪府の連名で「国立健康・栄養研究所の大阪府への移転に関する方針」が決定された。

※移転が決定し、単身赴任にて赴任する場合は、規定による単身赴任手当が支給されます。